令和５年第１回

対馬市議会定例会議案

対　馬　市

目　　次

議案第 ３ 号　令和４年度対馬市一般会計補正予算（第１１号）----------別冊
議案第 ４ 号　令和４年度対馬市診療所特別会計補正予算（第５号）----------別冊
議案第 ５ 号　令和４年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）----------別冊
議案第 ６ 号　令和４年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第３号）----------別冊
議案第 ７ 号　令和４年度対馬市水道事業会計補正予算（第４号）----------別冊
議案第 ８ 号　令和５年度対馬市一般会計予算 ----------別冊
議案第 ９ 号　令和５年度対馬市診療所特別会計予算 ----------別冊
議案第１０号　令和５年度対馬市国民健康保険特別会計予算 ----------別冊
議案第１１号　令和５年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算 ----------別冊
議案第１２号　令和５年度対馬市介護保険特別会計予算 ----------別冊
議案第１３号　令和５年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算 ----------別冊
議案第１４号　令和５年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算 ----------別冊
議案第１５号　令和５年度対馬市水道事業会計予算 ----------別冊
議案第１６号　対馬市企業版ふるさと応援基金条例 ---------- ５
議案第１７号　対馬市個人情報保護法施行条例 ---------- ７
議案第１８号　対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ---------- １３
議案第１９号　対馬市税条例の一部を改正する条例 ---------- ２７
議案第２０号　対馬市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例 ---------- ２９
議案第２１号　対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例 ---------- ３１
議案第２２号　対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例 ---------- ３５
議案第２３号　対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育
て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 ---------- ３７
議案第２４号　対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例 ---------- ３９
議案第２５号　対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例 ---------- ４１
議案第２６号　対馬市歯科診療所条例の一部を改正する条例 ---------- ４３
議案第２７号　対馬市営住宅条例の一部を改正する条例 ---------- ４５

議案第２８号　湯多里ランドつしまの指定管理者の指定について ---------- ４７
議案第２９号　あがたの里の指定管理者の指定について ---------- ４９
議案第３０号　工事請負契約の締結について ---------- ５１
同意第　１　号　対馬市教育委員会委員の任命について ---------- ５７
諮問第　１　号　人権擁護委員候補者の推薦について ---------- ５９
諮問第　２　号　人権擁護委員候補者の推薦について ---------- ６１

議案第１６号

対馬市企業版ふるさと応援基金条例

（設置）

第１条　地域再生法（平成１７年法律第２４号）第５条第４項第２号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てるため、当該事業の実施のために受けた法人からの寄附金を積み立てる対馬市企業版ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定める額とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる利益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第５条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　市長は、第１条に規定する基金の設置目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和５年２月２１日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

議案第１７号

対馬市個人情報保護法施行条例

（趣旨）

第１条　この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号）において使用する用語の例による。

２　この条例において「実施機関」とは、市長、水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

（開示決定等の期限）

第３条　開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して１４日以内にしなければならない。ただし、法第７７条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を３０日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第４条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して４４日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（１）　この条の規定を適用する旨及びその理由

（２）　残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（開示請求に係る手数料等）

第５条　法第８９条第２項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

２　前項の規定にかかわらず、法第８７条第１項の規定による写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

（個人情報保護審査会の設置）

第６条　法第１０５条第３項において準用する同条第１項の規定による諮問に応じ審査請求について審査するため、対馬市個人情報保護審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

２　実施機関は、前項に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

（１）　この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

（２）　法第６６条第１項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

（３）　前２号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（審査会の組織及び委員）

第７条　審査会は、５人以内で組織する。

２　委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

３　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

４　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第９条　第７条第５項の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（対馬市個人情報保護条例の廃止）

第２条　対馬市個人情報保護条例（平成１７年対馬市条例第４８号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

第３条　次に掲げる者に係る旧条例第３条第２項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第２条第２号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

（１）　前条の規定の施行の際現に旧条例第２条第１号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報等の取扱いに従事していた者

（２）　前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報等の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

２　前条の規定の施行の日前に旧条例第１０条、第２１条又は第２５条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

３　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第２条第６号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

（１）　前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

（２）　第１項第２号に掲げる者

４　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第２条第５号に規定す

る保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

5　前条の規定の施行の際現に旧条例第３８条の規定により市に置かれた同条に規定する対馬市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第７条第２項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

6　市長は、施行日前においても、第７条第２項の規定の例により、審査会の委員の委嘱をすることができる。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において同項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

7　前条の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者又は同条の規定の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第４０条第５項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

8　施行日前に旧条例の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

9　前条の規定の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

１０　第７項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

１１　第３項、第４項及び前項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

（対馬市暴力団排除条例の一部改正）

第４条　対馬市暴力団排除条例（平成２４年対馬市条例第５１号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項中「当該情報に個人情報（対馬市個人情報保護条例（平成１７年対馬市条例第４８号）第２条第２号に規定する個人情報をいう。）が含まれるときも、同様とする」を「ただし、当該情報に個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第１項に規定される個人情報をいう。）が含まれるときは、法令に基づく場合を除き、個人情報は、提供してはならない」に改める。

（対馬市市民基本条例の一部改正）

第５条　対馬市市民基本条例（平成２３年対馬市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第１９条中「対馬市個人情報保護条例（平成１７年対馬市条例第４８号）の定めるところにより」を「個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第１項に規定される」に改める。

（対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）

第６条　対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１７年対馬市条例第６５号）の一部を次のように改正する。

第１４条中「対馬市個人情報保護条例（平成１７年対馬市条例第４８号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）」に改める。

令和５年２月２１日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

議案第１８号

対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

対馬市職員の給与に関する条例（平成１６年対馬市条例第４７号）の一部を次のように改正する。

別表第２及び別表第４を次のように改める。

別表第２（第５条関係）

医　療　職　給　料　表　（1）

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800

41	214, 900	247, 800	279, 800	309, 900	356, 300	396, 600
42	216, 100	248, 700	281, 200	311, 600	357, 400	397, 400
43	217, 300	249, 600	282, 700	313, 200	358, 600	398, 200
44	218, 500	250, 400	284, 200	314, 900	359, 800	399, 000
45	219, 600	251, 500	285, 700	315, 800	361, 000	399, 400
46	220, 700	252, 800	287, 400	317, 200	361, 800	400, 000
47	221, 700	254, 100	289, 100	318, 700	363, 000	400, 500
48	222, 700	255, 300	290, 700	320, 300	364, 100	400, 900
49	223, 600	256, 800	291, 900	321, 700	365, 100	401, 300
50	224, 500	258, 200	293, 500	323, 000	366, 100	401, 600
51	225, 400	259, 400	294, 800	324, 200	367, 100	401, 900
52	226, 300	260, 600	296, 400	325, 500	368, 100	402, 200
53	226, 600	261, 600	297, 700	326, 600	368, 900	402, 500
54	227, 400	262, 900	299, 200	327, 600	369, 700	402, 800
55	228, 000	264, 200	300, 600	328, 700	370, 600	403, 100
56	228, 800	265, 300	302, 100	329, 700	371, 500	403, 400
57	229, 500	266, 100	303, 100	330, 200	372, 000	403, 700
58	230, 200	267, 300	304, 300	331, 100	372, 800	404, 000
59	230, 800	268, 500	305, 500	331, 900	373, 600	404, 300
60	231, 400	269, 600	306, 900	332, 800	374, 400	404, 700
61	232, 100	270, 500	308, 200	333, 600	374, 800	404, 900
62	232, 700	271, 600	309, 400	333, 900	375, 500	405, 200
63	233, 300	272, 700	310, 700	334, 500	376, 200	405, 500
64	234, 000	273, 800	311, 900	335, 200	376, 900	405, 800
65	234, 600	274, 600	313, 300	335, 800	377, 300	406, 000
66	235, 300	275, 700	314, 100	336, 500	377, 900	
67	236, 000	276, 600	314, 900	337, 200	378, 600	
68	236, 700	277, 700	315, 700	337, 900	379, 200	
69	237, 300	278, 700	316, 300	338, 600	379, 600	
70	237, 900	279, 700	317, 000	339, 100	380, 100	
71	238, 500	280, 800	317, 700	339, 700	380, 600	
72	239, 000	281, 900	318, 300	340, 300	381, 100	
73	239, 600	282, 500	319, 000	340, 600	381, 700	
74	240, 300	283, 200	319, 200	341, 200	382, 200	
75	241, 000	283, 700	319, 800	341, 700	382, 800	
76	241, 500	284, 500	320, 400	342, 300	383, 400	
77	241, 900	285, 300	321, 000	342, 800	383, 900	
78	242, 400	285, 900	321, 500	343, 300	384, 400	
79	242, 900	286, 500	322, 000	343, 800	384, 900	
80	243, 200	287, 100	322, 500	344, 200	385, 400	
81	243, 500	287, 800	323, 100	344, 500	385, 700	
82	243, 800	288, 300	323, 600	344, 800	386, 200	
83	244, 100	288, 700	324, 000	345, 200	386, 600	
84	244, 400	289, 100	324, 500	345, 500	387, 000	
85	244, 700	289, 300	325, 000	346, 000	387, 400	
86		289, 500	325, 400	346, 300		
87		289, 700	325, 600	346, 600		
88		289, 900	326, 000	346, 900		

	89		290,300	326,400	347,300		
	90		290,500	326,800	347,600		
	91		290,700	327,200	348,000		
	92		290,900	327,600	348,300		
	93		291,300	327,900	348,700		
	94		291,500	328,100	349,000		
	95		291,700	328,500	349,300		
	96		292,000	328,800	349,600		
	97		292,400	329,000	349,900		
	98		292,700	329,300	350,300		
	99		292,900	329,600	350,700		
	100		293,200	329,900	351,100		
	101		293,500	330,100	351,600		
	102		293,700	330,400	352,000		
	103		293,900	330,800	352,400		
	104		294,200	331,000	352,800		
	105		294,500	331,200	353,300		
	106			331,400			
	107			331,800			
	108			332,000			
	109			332,200			
	110			332,600			
	111			333,000			
	112			333,400			
	113			333,600			
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考　この表は、栄養士に適用する。

別表第２（第５条関係）

医　療　職　給　料　表　（２）

職員の区分	職務の級 / 号給	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800
	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400
	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100
	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900
	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700

41	231, 000	254, 500	288, 100	314, 200	350, 600	406, 200
42	232, 400	255, 400	289, 400	315, 600	352, 100	407, 700
43	233, 700	256, 200	290, 700	317, 000	353, 600	409, 200
44	235, 100	256, 900	292, 100	318, 500	355, 000	410, 500
45	236, 300	257, 700	293, 400	319, 300	356, 600	411, 600
46	237, 700	258, 400	294, 800	320, 700	357, 600	412, 700
47	239, 000	259, 300	296, 300	322, 100	359, 100	413, 800
48	240, 300	260, 100	297, 800	323, 600	360, 400	415, 000
49	241, 200	260, 900	298, 900	324, 700	361, 800	416, 300
50	242, 300	261, 800	300, 200	326, 100	363, 200	417, 400
51	243, 300	262, 700	301, 400	327, 400	364, 500	418, 600
52	244, 300	263, 700	302, 800	328, 700	365, 900	419, 700
53	245, 000	264, 800	304, 200	330, 100	367, 400	420, 900
54	246, 000	266, 000	305, 500	331, 500	368, 600	421, 900
55	246, 900	267, 300	306, 900	332, 900	369, 700	423, 000
56	247, 800	268, 600	308, 300	334, 200	370, 900	424, 100
57	248, 500	270, 000	309, 100	335, 100	372, 000	425, 200
58	249, 500	271, 500	310, 300	336, 400	372, 900	425, 700
59	250, 100	272, 900	311, 500	337, 600	373, 900	426, 300
60	250, 900	274, 300	312, 900	338, 900	374, 900	426, 700
61	251, 700	275, 600	314, 000	340, 000	375, 500	427, 300
62	252, 500	276, 900	315, 300	340, 900	376, 300	427, 800
63	253, 300	278, 300	316, 600	342, 100	377, 100	428, 200
64	254, 100	279, 400	317, 800	343, 400	377, 900	428, 700
65	254, 800	280, 500	319, 100	344, 500	378, 600	429, 300
66	255, 500	281, 800	320, 400	345, 700	379, 300	429, 700
67	256, 300	283, 100	321, 700	346, 900	380, 100	430, 000
68	257, 000	284, 400	323, 000	348, 000	380, 800	430, 300
69	257, 800	285, 500	323, 700	349, 000	381, 400	430, 700
70	258, 600	287, 000	324, 800	350, 000	382, 000	
71	259, 500	288, 500	325, 900	351, 100	382, 700	
72	260, 500	289, 900	326, 800	352, 200	383, 300	
73	261, 800	290, 900	328, 100	353, 000	384, 000	
74	263, 100	292, 300	328, 800	354, 100	384, 500	
75	264, 200	293, 500	329, 900	355, 200	385, 100	
76	265, 300	294, 800	331, 100	356, 300	385, 600	
77	266, 200	296, 200	332, 200	357, 000	386, 000	
78	267, 200	297, 500	333, 400	357, 800	386, 600	
79	268, 400	298, 700	334, 500	358, 600	387, 100	
80	269, 400	300, 000	335, 700	359, 300	387, 400	
81	270, 300	300, 500	336, 800	359, 900	387, 700	
82	271, 200	301, 700	337, 900	360, 400	388, 200	
83	272, 200	302, 800	338, 900	361, 000	388, 600	
84	273, 100	304, 000	340, 000	361, 500	388, 900	
85	273, 900	305, 100	340, 900	362, 100	389, 200	
86	274, 700	306, 300	341, 900	362, 600	389, 700	
87	275, 600	307, 500	342, 800	363, 200	390, 200	
88	276, 500	308, 600	343, 800	363, 700	390, 600	

	89	277, 300	309, 900	344, 800	364, 100	390, 900	
	90	278, 200	311, 100	345, 600	364, 500	391, 300	
	91	279, 000	312, 300	346, 400	365, 100	391, 800	
	92	280, 000	313, 500	347, 200	365, 600	392, 200	
	93	280, 900	314, 300	347, 800	365, 900	392, 600	
	94	281, 900	315, 000	348, 400	366, 400		
	95	282, 800	315, 700	349, 100	366, 800		
	96	283, 800	316, 300	349, 700	367, 100		
	97	284, 400	317, 000	350, 100	367, 700		
	98	285, 200	317, 300	350, 500	368, 200		
	99	285, 800	317, 900	351, 000	368, 700		
	100	286, 700	318, 600	351, 400	369, 200		
	101	287, 500	319, 000	351, 900	369, 800		
	102	288, 300	319, 600	352, 300	370, 300		
	103	289, 100	320, 200	352, 800	370, 800		
	104	289, 900	320, 800	353, 200	371, 200		
	105	290, 600	321, 200	353, 500	371, 800		
	106	291, 100	321, 700	354, 000	372, 300		
	107	291, 600	322, 200	354, 400	372, 800		
	108	292, 100	322, 700	354, 700	373, 300		
	109	292, 300	323, 100	355, 200	373, 900		
	110	292, 600	323, 500	355, 700	374, 300		
	111	292, 800	323, 800	356, 200	374, 800		
	112	293, 200	324, 100	356, 700	375, 300		
	113	293, 500	324, 500	357, 200	375, 900		
	114	293, 700	324, 900	357, 700			
	115	294, 100	325, 300	358, 200			
	116	294, 400	325, 600	358, 600			
	117	294, 700	325, 800	359, 000			
	118	295, 000	326, 100	359, 400			
	119	295, 300	326, 500	359, 900			
	120	295, 700	326, 700	360, 400			
	121	296, 000	326, 900	360, 800			
	122	296, 400	327, 200	361, 300			
	123	296, 700	327, 500	361, 800			
	124	297, 100	327, 800	362, 300			
	125	297, 300	328, 000	362, 600			
	126	297, 500	328, 300				
	127	297, 800	328, 700				
	128	298, 200	328, 900				
	129	298, 400	329, 100				
	130	298, 700	329, 300				
	131	299, 100	329, 700				
	132	299, 500	329, 900				
	133	299, 700	330, 200				
	134	300, 000	330, 600				
	135	300, 400	331, 000				
	136	300, 700	331, 400				

	137	300,900	331,700				
	138	301,200	332,100				
	139	301,600	332,500				
	140	301,900	332,900				
	141	302,100	333,200				
	142	302,500	333,600				
	143	302,900	333,900				
	144	303,200	334,300				
	145	303,400	334,600				
	146	303,600	335,000				
	147	303,900	335,400				
	148	304,300	335,800				
	149	304,500	336,100				
	150	304,700	336,500				
	151	305,000	336,900				
	152	305,300	337,300				
	153	305,700	337,600				
	154	305,900					
	155	306,100					
	156	306,400					
	157	306,700					
	158	307,000					
	159	307,300					
	160	307,600					
	161	308,000					
	162	308,300					
	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考　この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第４（第５条関係）

海　事　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	154,300	199,100	233,100	265,700	297,400
	2	155,300	201,300	234,500	267,100	298,700
	3	156,500	203,500	235,900	268,600	300,100
	4	157,500	205,700	237,000	270,300	301,500
	5	158,500	207,800	238,000	271,700	302,500
	6	159,800	209,600	239,600	273,600	303,800
	7	161,100	211,500	241,300	275,300	304,900
	8	162,400	213,400	242,800	276,800	306,100
	9	163,500	215,100	244,300	277,900	307,200
	10	165,000	216,600	245,800	279,700	308,300
	11	166,700	218,100	247,600	281,400	309,400
	12	168,300	219,600	249,200	283,100	310,500
	13	169,600	221,000	250,800	284,300	311,200
	14	171,100	222,300	252,600	285,800	312,200
	15	172,700	223,600	254,400	287,300	312,900
	16	174,300	224,800	256,100	288,800	313,700
	17	175,700	225,600	257,500	289,900	314,600
	18	177,400	226,900	259,400	291,300	315,300
	19	179,100	228,300	261,300	292,500	316,000
	20	180,800	229,600	262,900	293,800	316,500
	21	182,400	230,500	264,400	294,900	317,100
	22	184,400	231,800	265,800	296,100	317,600
	23	186,300	233,200	267,300	297,600	318,300
	24	188,200	234,500	269,000	298,900	318,900
	25	189,900	235,800	270,500	299,900	319,600
	26	191,500	237,100	272,300	301,200	320,200
	27	193,300	238,500	274,000	302,300	320,900
	28	195,100	239,900	275,600	303,500	321,500
	29	196,600	240,900	276,600	304,700	322,300
	30	198,500	242,400	278,400	305,400	323,000
	31	200,500	243,800	279,800	306,400	323,600
	32	202,500	245,100	281,300	307,300	324,100
	33	204,300	246,100	282,600	308,200	324,900
	34	205,900	247,000	283,900	308,800	325,600
	35	207,800	247,700	285,400	309,400	326,300
	36	209,500	248,700	286,700	310,000	326,900
	37	210,900	249,400	287,900	311,000	327,300
	38	212,500	250,700	289,200	311,900	327,700
	39	214,000	251,800	290,200	312,600	328,200
	40	215,600	253,000	291,300	313,600	328,900

	41	217,000	253,700	292,900	314,400	329,500
	42	218,500	255,000	293,900	314,900	330,400
	43	220,100	256,200	295,200	315,700	331,200
	44	221,700	257,500	296,300	316,500	332,000
	45	223,100	258,400	297,500	317,300	332,700
	46	224,300	259,600	298,400	318,000	333,500
	47	225,500	260,900	299,500	318,600	334,200
	48	226,800	262,000	300,400	319,100	335,000
	49	228,200	262,800	301,400	319,600	335,500
	50	229,400	264,100	302,500	320,000	336,000
	51	230,300	265,400	303,200	320,500	336,600
	52	231,400	266,700	304,400	321,000	337,100
	53	232,700	267,600	305,600	321,500	337,400
	54	233,900	268,800	306,400	322,300	337,800
	55	235,100	270,000	307,300	323,100	338,400
	56	236,300	270,900	308,100	323,800	339,000
	57	237,400	271,700	309,000	324,100	339,300
	58	238,600	272,800	309,800	324,700	339,900
	59	239,800	273,800	310,700	325,200	340,500
	60	241,000	274,700	311,500	325,900	341,100
	61	242,100	275,700	312,100	326,400	341,300
	62	243,200	276,700	312,700	326,900	341,700
	63	244,100	277,600	313,500	327,400	342,000
	64	245,100	278,600	314,300	327,700	342,500
	65	245,700	279,900	315,000	327,900	342,700
	66	246,500	280,800	315,900	328,200	343,100
	67	247,300	281,800	316,700	328,800	343,500
	68	248,100	282,600	317,600	329,400	343,900
	69	248,800	283,400	318,400	329,800	344,400
	70	249,400	284,100	319,100	330,200	344,800
	71	250,000	284,900	319,600	330,600	345,200
	72	250,800	285,600	320,300	331,000	345,700
	73	251,600	286,300	320,500	331,200	346,300
	74	251,900	286,900	321,000	331,400	346,800
	75	252,200	287,500	321,400	331,600	347,300
	76	252,500	287,900	321,700	331,800	347,700
	77	252,800	288,400	322,200	332,200	348,000
	78	253,100	288,800	322,500	332,400	348,400
	79	253,400	289,200	323,100	332,700	348,800
	80	253,700	289,500	323,700	333,000	349,200
	81	254,000	290,000	324,300	333,300	349,600
	82	254,300	290,600	324,700	333,700	349,900
	83	254,500	291,000	325,000	334,000	350,300
	84	254,800	291,500	325,300	334,400	350,700
	85	255,100	291,900	325,500	334,700	351,100
	86		292,200	325,800	335,000	351,500
	87		292,500	326,000	335,400	351,900
	88		292,800	326,300	335,800	352,300

	89		293,000	326,600	336,000	352,700
	90		293,200	326,900	336,300	
	91		293,600	327,100	336,600	
	92		293,900	327,400	337,000	
	93		294,100	327,600	337,400	
	94		294,500	327,800	337,600	
	95		294,900	328,200	337,900	
	96		295,300	328,600	338,200	
	97		295,500	328,800	338,500	
	98		295,700	329,100	338,800	
	99		295,900	329,500	339,100	
	100		296,200	329,900	339,400	
	101		296,600	330,100	339,600	
	102		296,900	330,300	339,900	
	103		297,100	330,500	340,200	
	104		297,300	330,700	340,500	
	105		297,600	331,100	340,700	
	106			331,300	341,100	
	107			331,500	341,300	
	108			331,800	341,500	
	109			332,100	341,800	
	110			332,400		
	111			332,700		
	112			333,000		
	113			333,200		
再任用職員		215,100	229,600	231,600	253,700	282,200

備考　この表は、船舶に乗り込む船長、機関長、機関士及びその他の船員に適用する。

別表第５の（２）中

「

5	特に高度の技術又は経験を必要とする主任栄養士の職務

」を

「

5	１　課長、所長及び主幹の職務 ２　特に高度の技術又は経験を必要とする主任栄養士の職務
6	特に困難な業務を所掌する課長、所長及び主幹の職務

」に

改める。

別表第５の（３）中

「

5	１　課長及び主幹の職務 ２　特に高度の技術又は経験を必要とする主任保健師又は主任看護師の職務

」を

「

5	１　課長、所長及び主幹の職務 ２　特に高度の技術又は経験を必要とする主任保健師又は主任看護師の職務
6	特に困難な業務を所掌する課長、所長及び主幹の職務

」に

改める。

別表第５の（５）に次のように加える。

4	困難な業務を処理する船舶の船長の職務
5	特に困難な業務を処理する船舶の船長の職務

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

令和５年２月２１日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

議案第１９号

対馬市税条例の一部を改正する条例

対馬市税条例（平成１６年対馬市条例第７０号）の一部を次のように改正する。

第７１条の２第２項中「離島振興対策実施地域内」の次に「又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）第８条第４項第１号に規定する産業振興促進区域内」を加える。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

令和５年２月２１日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

議案第２０号

対馬市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

対馬市福祉医療費の支給に関する条例（平成１６年対馬市条例第１１１号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「満１５歳」を「満１８歳」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行し、同日以後の診療に係る医療費から適用する。

（こどもに係る福祉医療費の特例）

２　第２条第３項の改正規定による第７条及び第９条の規定は、令和５年８月１日から適用する。

令和５年２月２１日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

議案第２１号

対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年対馬市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「次条第１項」の次に「、第８条の３第２項」を加える。

第８条の次に次の２条を加える。

（安全計画の策定等）

第８条の２　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に

応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第８条の３　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

２　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより１つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第１１条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第１４条を次のように改める。

第１４条　削除

第１５条第２項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

第４６条第２項中「附則第３条」を「附則第４項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第１４条の

改正規定は、公布の日から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

２　改正後の第８条の３第２項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和６年３月３１日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

令和５年２月２１日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

議案第２２号

対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年対馬市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第７条の次に次の２条を加える。

（安全計画の策定等）

第７条の２　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第７条の３　放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第１４条第２項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

２　この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、改正後の第７条の２の規定の適用については、同条第１項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第２項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第３項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

令和５年２月２１日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

議案第２３号

対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成２６年対馬市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第２６条を次のように改める。

第２６条　削除

第４２条第８項中「附則第５条」を「附則第４条」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和５年２月２１日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

議案第２４号

対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例

対馬市児童厚生施設条例（平成１６年対馬市条例第１２１号）の一部を次のように改正する。

第２条の表小茂田児童遊園の項中「小茂田／６１３／６１４／番地」を「小茂田６１３番地」に改め、同表内院児童遊園の項、小船越児童館の項、犬吠児童遊園の項、志多賀児童遊園の項、三根浜児童遊園の項及び久原児童館の項を削る。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

令和５年２月２１日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

議案第２５号

対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例

対馬市国民健康保険条例（平成１６年対馬市条例第１３７号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「４０万８，０００円」を「４８万８，０００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　施行日前に出産した被保険者に係る対馬市国民健康保険条例第６条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

令和５年２月２１日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

議案第２６号

対馬市歯科診療所条例の一部を改正する条例

対馬市歯科診療所条例（平成１６年対馬市条例第１４３号）の一部を次のように改正する。

別表佐須歯科診療所の項を削る。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

令和５年２月２１日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

議案第２７号

対馬市営住宅条例の一部を改正する条例

対馬市営住宅条例（平成２５年対馬市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「のうち２以上の方法」を削り、同項第２号中「及び防災行政無線放送」を削り、同項第４号を次のように改める。

（４）　市のホームページ

第４条第１項第５号を削る。

第９条の見出しを「（選考及び公開抽選）」に改め、同条第１項中「行う」を「公開抽選により決定する」に改め、同条第２項から第４項までを削り、同条第５項中「第１項」を「前項」に、「２０歳未満の子を扶養している寡婦」を「ひとり親」に、「前３項」を「前項」に改め、同項を同条第２項とする。

第１２条第１項第１号中「連帯保証人２人の連署」を「連帯保証人が署名」に改め、同条第３項中「連署」を「署名」に改め、同条第６項中「１５日以内」を「２１日以内」に改める。

第２２条第１項中「及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕」を削る。

第４３条第１項第７号、第５項及び第６項を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第１２条第１項第１号の規定は、施行日以後に入居者とし

て決定した者から適用し、施行日の前日までに入居者として決定した者については、なお従前の例による。

令和５年２月２１日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

議案第２８号

湯多里ランドつしまの指定管理者の指定について

湯多里ランドつしまの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和５年２月２１日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

記

施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
	所　在	名　称	
湯多里ランドつしま	長崎県佐世保市三浦町１番１５号ＮＳビル２階	株式会社クリル	令和５年４月１日から 令和１０年３月３１日まで

議案第２９号

あがたの里の指定管理者の指定について

あがたの里の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和５年２月２１日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

記

施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
	所　在	名　称	
あがたの里	対馬市上対馬町古里１３番地３	株式会社Ａｃｏｍｐａｎｙ	令和５年４月１日から 令和８年３月３１日まで

議案第３０号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１６年対馬市条例第５２号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和５年２月２１日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

記

契約の目的　市道尾浦浅藻線道路改良工事（トンネル）
契約の方法　一般競争入札
契約の金額　一金４，０６６，８９８，０００円
契約の相手方　住所　福岡県福岡市中央区天神二丁目１３番７号
氏名　戸田・イチケン・大石特定建設工事共同企業体
代表構成員　畑中　靖博

※※※※※※※※※※※※※※※※
※議会提出参考資料※
※※※※※※※※※※※※※※※※

議 案 第 ３ ０ 号　　工事請負契約の締結について

工　事　名	市道尾浦浅藻線道路改良工事(トンネル)
契約予定額	一 金 ４，０６６，８９８，０００ 円　也
施 工 業 者	福岡県福岡市中央区天神二丁目13番7号 戸田・イチケン・大石特定建設工事共同企業体 代表構成員　　畑中　靖博
工 事 場 所	長崎県対馬市厳原町　尾浦・安神　地内
工 事 概 要	○　道路改良工事(トンネル)　L=1,438(1,418)m　W=5.5(8.0)m (トンネル(NATM)発破工法,インバート工,坑内付帯工,舗装工,坑門工, トンネル排水構造物工,掘削補助工,トンネル管路設備工,トンネル明かり工等)
	平面図・標準断面図等については、別添図面のとおり

位　置　図

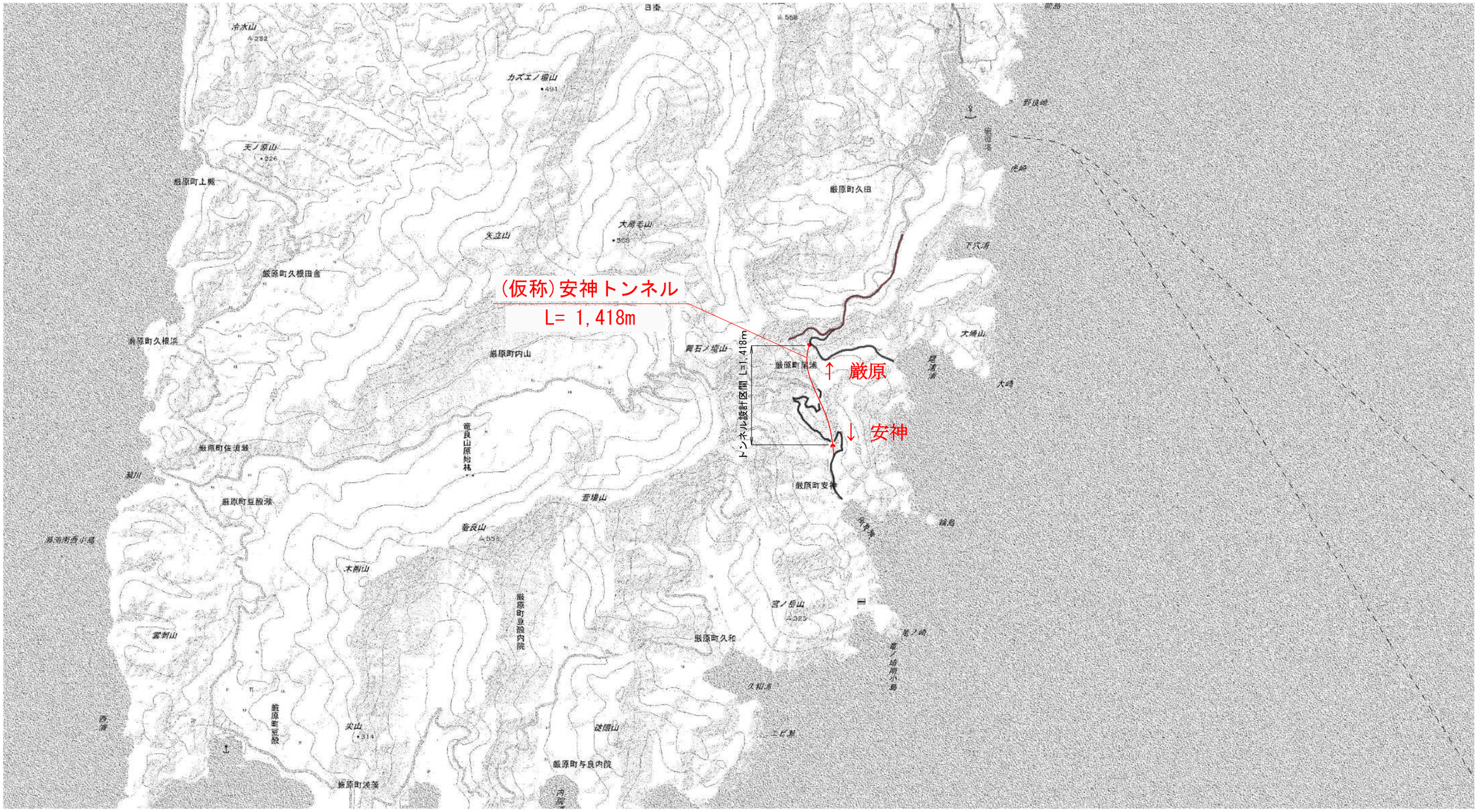

令和　4　年度			
工事名	市道尾浦浅藻線道路改良工事(トンネル)		
位置	対馬市厳原町尾浦・安神		
図種	位置図		
年月日	令和　年　月　日	縮尺	S=1:25000
部長		図面番号	1
課長			
係長			
設計者			
対　馬　市			

平　面　図　(1)

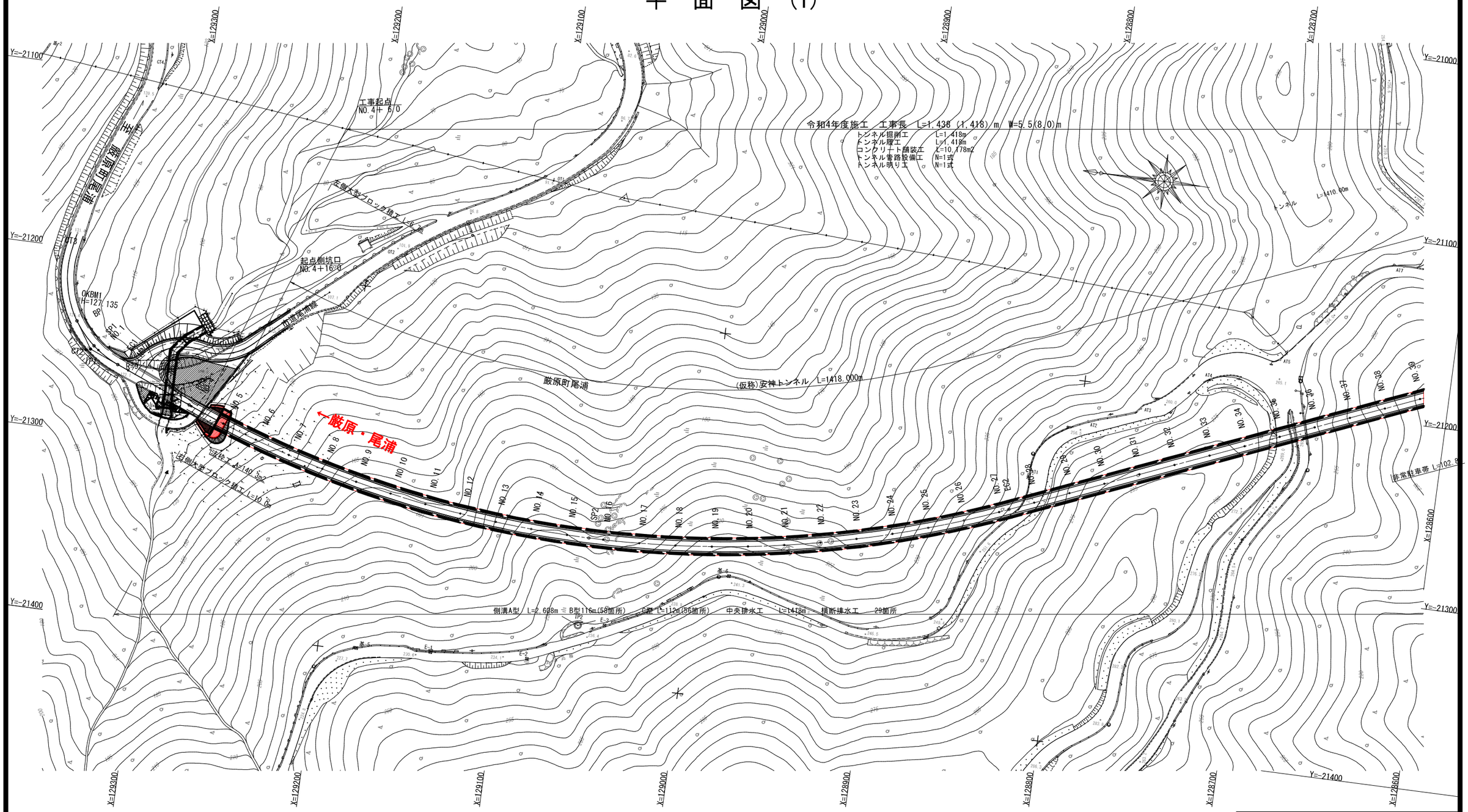

令和　4　年度			
工事名	市道尾浦浅藻線道路改良工事(トンネル)		
位置	対馬市厳原町尾浦・安神		
図種	平面図(1)		
年月日	令和　年　月　日	縮尺	
部長		図面番号	2
課長			
係長			
設計者			
対　馬　市			

平　面　図　(2)

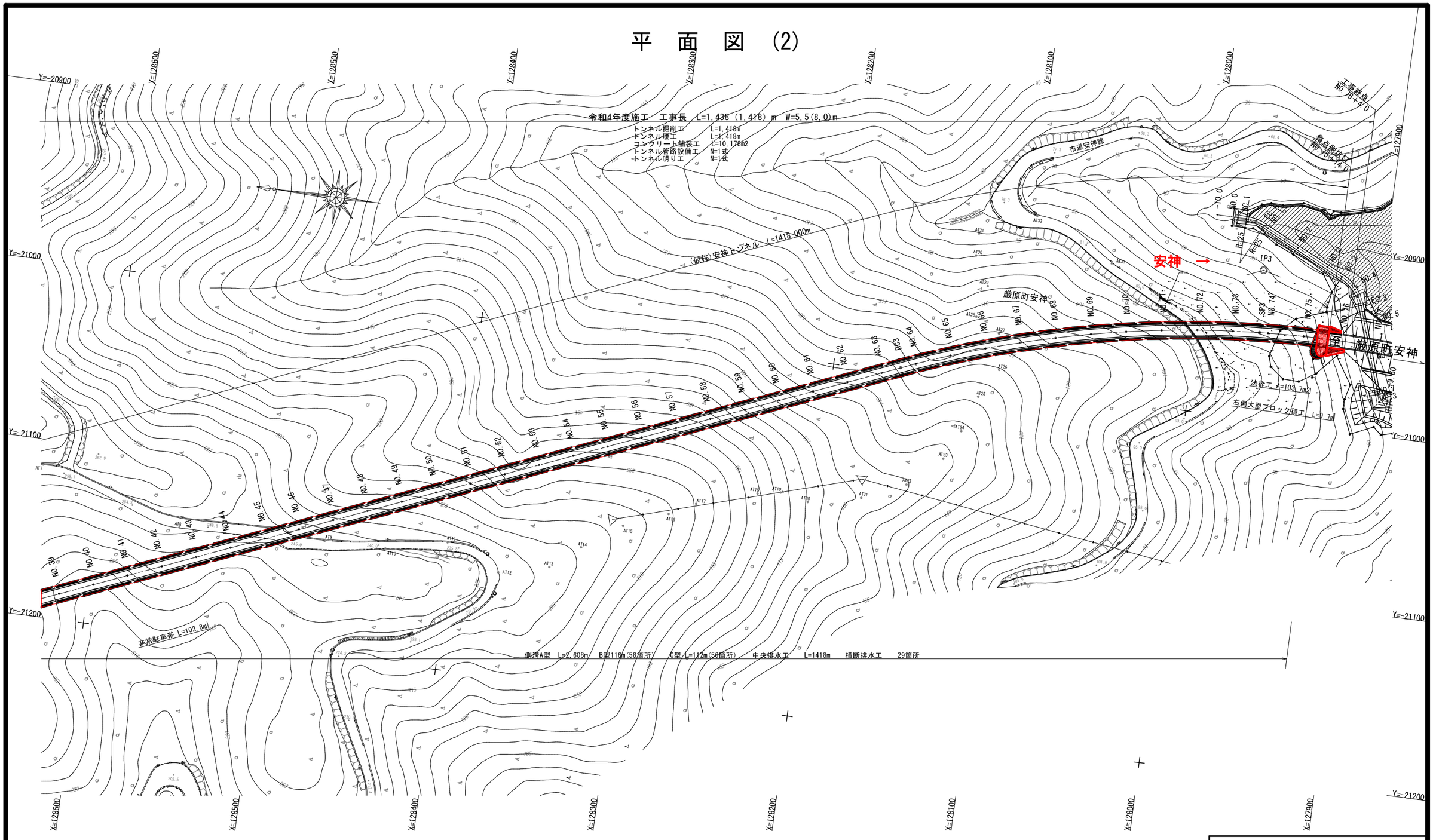

令和　4　年度			
工事名	市道尾浦浅藻線道路改良工事(トンネル)		
位置	対馬市厳原町尾浦・安神		
図種	平面図(2)		
年月日	令和　年　月　日	縮尺	
部長		図面番号	3
課長			
係長			
設計者			
対　馬　市			

標　準　断　面　図

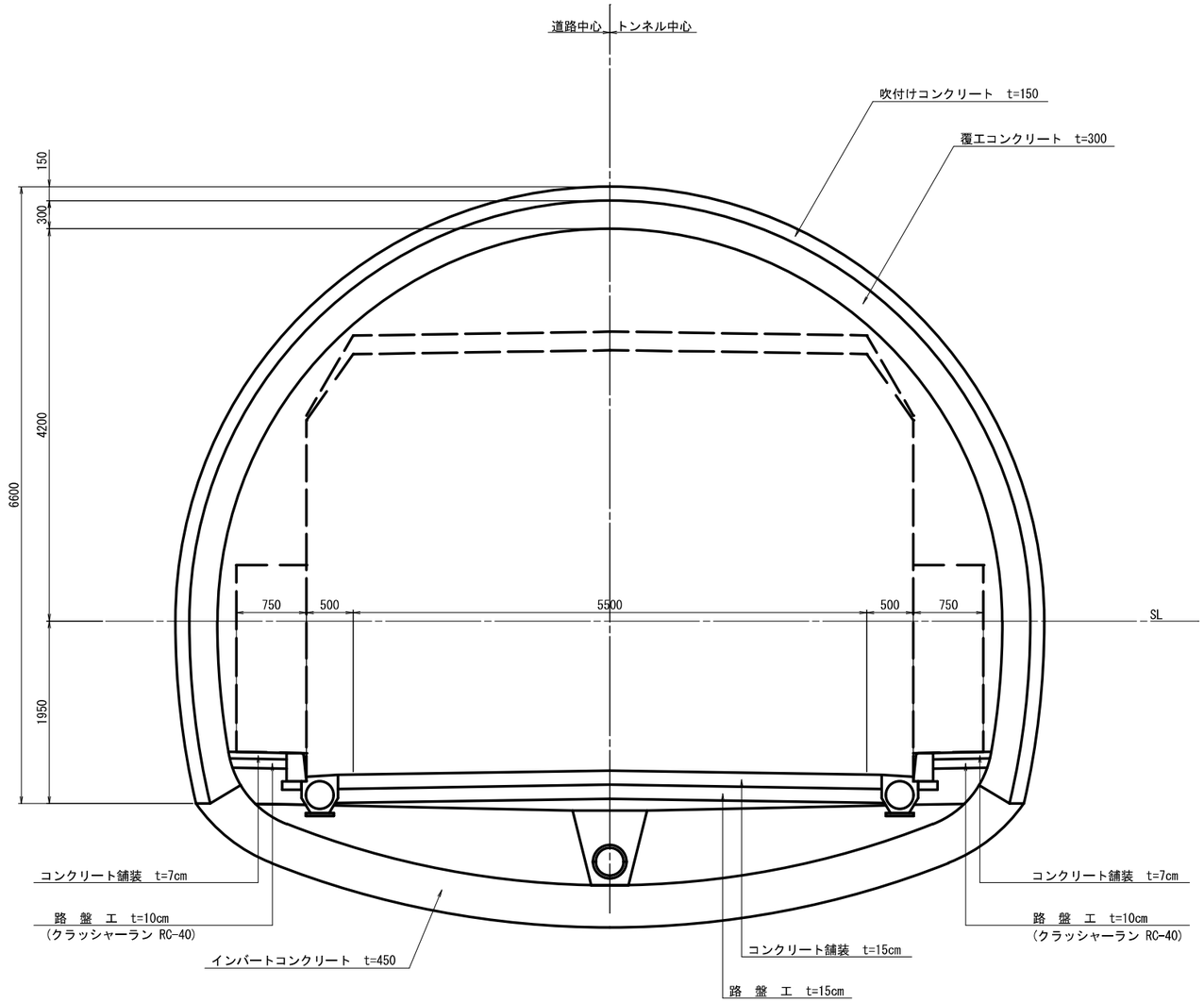

令和　4　年度			
工事名	市道尾浦浅藻線道路改良工事(トンネル)		
位置	対馬市厳原町尾浦・安神		
図種	標準断面図		
年月日	令和　年　月　日	縮尺	S=1:30
部長		図面番号	4
課長			
係長			
設計者			
対　馬　市			

同意第１号

対馬市教育委員会委員の任命について

対馬市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

令和５年２月２１日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

記

１　住　　所　　対馬市上対馬町

２　氏　　名　　齋藤（さいとう）　豪（たけし）

３　生年月日　　[redacted]

諮問第１号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により議会の意見を求める。

令和５年２月２１日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

記

１　住　　所　　対馬市峰町

２　氏　　名　　多田（ただ）　満國（みつくに）

３　生年月日　　[redacted]

諮問第２号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により議会の意見を求める。

令和５年２月２１日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

記

１　住　　所　　対馬市上対馬町

２　氏　　名　　山岡（やまおか）　審司（しんじ）

３　生年月日　　[redacted]